

確 認 申 請 書 (建 築 物)
(第一面)

正 副

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

石川県建築主事
○○市建築主事
(指定確認検査機関名)

様

あて名は「野々市市建築主事」としてください。
不要な記載は削除又は二重線等で見え消してください。

申請者氏名

申請者が複数の場合、全員の氏名を記入し、印は個々に押印する。
法人及び団体の場合、名称及び代表者職名を記入し押印する。
申請者、設計者の氏名の記載を自署で行う場合、押印を省略できる。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

記入漏れ多い。

押印不要。

石川 一郎



設計者氏名

金沢 太郎



※手数料欄

設計者が複数いる場合、代表となる設計者の氏名を記入する。

※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

《建築物概要》

【地名地番】 石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番

石川県版

全部事項証明（土地登記簿）表示の地名地番を正確に記入する。

【建築物の名称】 石川邸

建築物の名称を記入する。

【主要用途】 一戸建ての住宅

敷地全体の用途を記入する。

【工事種別】 新築

※ 用途に関しては、できるだけ具体的に記入する。

【延べ面積】 申請部分： 122.21 m²

※ 別棟の増築等の場合は敷地全体の用途の次に（）書きで個別具体的の用途を記入する。例）一戸建ての住宅（納屋）

申請以外の部分：

敷地単位の工事種別を記入する。（第3面の記載内容と同じ）

合 計： 122.21 m²

敷地単位の延べ面積を記入する。（第3面の記載内容と同じ）

【申請棟数】 1

棟

主たる建築物の構造を記入する。
付属建築物の構造は記入不要。

【主たる建築物の構造】 木造

また、主たる建築物に増築する場合、既存部分も含めた構造を記入する。

【主たる建築物】

例）RC造の建物にS造の部分を増築する場合、「鉄筋コンクリート造一部鉄骨造」と記入する。

【主たる建築物の階数】 地階を除く階数（地上階数） 2 階

（第3面の記載内容と同じ）

地階の階数 0 階

（注意）正・副については該当するものに○印を記入してください。

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 イシカワ イチロウ
 【ロ. 氏名】 石川 一郎
 【ハ. 郵便番号】 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 【ニ. 住所】 石川県〇〇市〇〇町〇一〇一〇
 【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

建築主が複数の場合、代表となる建築主について記入し、さらに他〇名と記入する。
 その他の建築主は、別紙に「他の建築主」として必要事項を記入し添付する。
 又は連名で記入する。
 例) 石川 一郎、石川 花子

【2. 代理人】

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
 【ロ. 氏名】 金沢 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 〇〇〇〇 号
 ○〇建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】 石川県〇〇市〇〇町〇一〇一〇
 【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代理人によって申請を行う場合、
 代理者の氏名等を記入する。
 ※ 委任状の添付が必要。
 (中間検査、完了検査も同様)

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
 【ロ. 氏名】 金沢 太郎
 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (○○) 知事登録第 〇〇〇〇 号
 ○〇建築設計事務所
 【ニ. 郵便番号】 〒〇〇〇-〇〇〇〇
 【ホ. 所在地】 石川県〇〇市〇〇町〇一〇一〇
 【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 **申請書に添付する設計図書一式**

建築士事務所登録番号、事務所名等
 を記入する。
 (代理者、工事監理者も同様)

設計者が作成した図書を記入する。
 例) 申請書に添付する設計図書一式、
 意匠図、構造図、電気設備図 等

(その他の設計者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

設計者が複数いる場合、その他の設
 計者の欄に記入する。

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ニ. 郵便番号】
 【ホ. 所在地】
 【ホ. 電話番号】
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第

号
構造設計一級建築士が
自ら構造設計を行った
場合

号
構造設計一級建築士が
法適合確認を行った
場合

号
設備設計一級建築士が
自ら設備設計を行った
場合

構造設計一級建築士 又は
設備設計一級建築士の関与
が必要な建築物の場合に記
入する。

(参考)
＜構造設計一級建築士の関
与が必要なもの＞

建築士法第3条第1項に定め
る建築物のうち建築基準法
第20条第1号又は第2号に
掲げる建築物の構造設計

＜設備設計一級建築士の関
与が必要なもの＞

階数が3以上で床面積の合
計が5,000m²を超える建築
物の設備設計

号
設備設計一級建築士が
法適合確認を行った
場合

号

号

号

号

【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

建築設備士に意見を聴いた場合、
建築設備士の氏名等を記入する。

(参考：建築士法第20条第5項)
登録番号は建築設備士の登録番号を
記入する。

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名】 金沢 太郎

【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇 号

〇〇建築設計事務所

【ニ. 郵便番号】 〒〇〇〇-〇〇〇〇

【ホ. 所在地】 石川県〇〇市〇〇町〇一〇一〇

【ヘ. 電話番号】 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

【ト. 工事と照合する設計図書】 すべての設計図書

工事監理者が複数いる場合、その他の工事監理者の欄に記入する。

※ 工事監理者が未定の場合、氏名欄に「未定」と記入し、工事着手前に届け出る。
(工事監理者届)

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 〇〇〇〇 〇〇〇〇

【ロ. 営業所名】 建設業の許可 (石川県知事許可) 第般一〇〇 〇〇〇〇 号

〇〇工務店

【ハ. 郵便番号】 〒〇〇〇-〇〇〇〇

【ニ. 所在地】 石川県〇〇市〇〇町〇一〇一〇

【ホ. 電話番号】 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

※ 未定の場合、氏名欄に「未定」と記入し、工事着手前に届け出る。
(工事施工者届)

【7. 構造計算適合性判定の申請】

申請済 ()未申請 ()申請不要

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ()

- 未提出 ()
提出不要 ()

【9. 備考】

イカワティ
石川邸

建築物の名称又は工事名が定まっている場合は記入する

フリガナ等の誤記多い。

(第三面)

正：〇〇番〇 誤：〇〇-〇

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇

全部事項証明（土地登記簿）表示の地名地番を記入する。
土地区画整理事業施行地区内にあつては仮換地番号を記入する。

【2. 住居表示】 石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

住居表示地区内のみ記入する。
住居表示が定まっている場合、住居表示を記入する。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

- 都市計画区域内 (市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定)
 準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 ○〇地区計画

記入漏れ多い。 → 届出日:令和〇年〇月〇日 受付番号:〇〇〇〇

高度地区、風致地区、急傾斜地崩壊危険区域、災害危険区域、地区計画等を記入する。

【6. 道路】

【イ. 幅員】 6.0m 方の幅員から2mの位置の幅員を記入。

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 11.0m

誤記、他の図書との不整合多い。

1欄は、敷地が2m以上接する道路のうち、最も幅員の大きなものを記入する。

※ 法第42条第2項道路の場合、4mと記入する。

0欄は、幅員を記入した道路に接している長さを記入する。

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) (165.00m²) () () ()

1欄(1)は、用途地域毎、容積率、建ぺい率が異なる地域毎に記入する。

【ロ. 用途地域等】 (第1種低層住居専用地域) () ()

0欄は、特定できる範囲で簡略化することも可能

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】 (100.00%) () ()

です。例) 第一種低層住専

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】 (50.00%) () ()

1欄は、道路幅員を加味した制限値を記入する。

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 165.00m²

2欄は、用途地域による制限値を記入する。

(2)

3欄は、2以上の地域にわたる場合に加重平均した容積率、建ぺい率等を記入する。

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 100.00%

4欄は、角地等の緩和を受ける場合等に記入する。

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 50.00%

記入例) 角地による建ぺい率緩和
(詳細は、記入上の注意4. 第3面関係

⑥～⑩を参照)

角地緩和の場合は +10%

【チ. 備考】 角地緩和 ← 角地緩和の適用がある場合は記入

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

敷地全体での主たる用途を記入する。

※ 用途に関しては、できるだけ具体的に記入する。

※ 別棟の増築等の場合は敷地全体の用途の次に()書きで個別具体的の用途を記入する。例) 一戸建ての住宅(納屋)

【9. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

敷地単位の工事種別を記入する。

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 (71.21m²) () (71.21m²)

用途変更は0m²と記入する

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】 (71.21m²) () (71.21m²)

【ハ. 建蔽率】 43.15 %

10m以内の建築物も含めて算出した値を記入する。

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 (122.21m²) () (122.21m²)

1～11欄は該当する実際の面積を記入する。
(記入上の注意4. 第3面関係⑯～⑰を参照)

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】 () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】 () () ()

【ホ. 認定機械室等の部分】 () () ()

【ヘ. 自動車車庫等の部分】 () () ()

【ト. 備蓄倉庫の部分】 () () ()

原則、小数点以下
第3位切り上げ。

【チ.蓄電池の設置部分】	() () () (
【リ.自家発電設備の設置部分】	() () () (
【ヌ.貯水槽の設置部分】	(容積率算定用) () (
【ル.宅配ボックスの設置部分】	() () () (
【ヲ.その他の不算入部分】	() () () (
【ワ.住宅の部分】	(122.21m ²) (122.21m ²
【カ.老人ホーム等の部分】	() () () (
【ヨ.延べ面積】	122.21m ²			
【タ.容積率】	74.07 %			

原則、小数点以下
第3位切り上げ。

10m²以内の建築物も含めて算出した値を記入する。

地階に住宅の用途に供する部分、共同住宅の共用廊下等の部分、自動車車庫等の部分が容積率の緩和の対象となる。

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 1
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

延べ面積が10m²を超えるものについて記入する。
(10m²以下のものも、配置図に位置及び面積等を明示する。)

【13.建築物の高さ等】

【イ.最高の高さ】 8.014m
【ロ.階数】 誤記、他の 地上 (2) ()
図書との不 地下 (0) ()
【ハ.構造】 整合多い。 木 造 一部 造

同一棟の増築の場合、既存部分も
含めたものを記入する。

申請に係る建築物のうち主たる
建築物の構造を記入する。

【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ.適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

天空率を適用した場合、
二欄の「有」、木欄の該当
するものにチェックする。

【14.許可・認定等】

開発行為の許可

土地区画整理法第76条、法定外公共物、開発行為

の許可年月日及び許可番号を記載する。

〇〇〇指令〇〇〇第〇〇〇号 令和〇〇年〇〇月〇〇日

建築物及びその敷地に関して許可・認可等を受けた
場合、根拠となる法令及びその条項、当該許可等番
号、年月日等を記入する。

【15.工事着手予定年月日】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

予定日を必ず記入する。

確認時期が延びた場合、忘れずに変更する。

【16.工事完了予定年月日】

令和〇〇年〇〇月〇〇日

予定日を必ず記入する。

【17.特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

中間検査対象工事の場合に記入する。

※ 石川県における中間検査については、

石川県中間検査マニュアル等をご確認ください。

性能評価物件等は対象外ですので、余白にその旨を
記入する。

(特定工程の記入例)

木造 屋根工事

S造 1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事

RC造又はSRC造 2階のはり及び床の配筋工事。

その他の構造 2階の床工事

【18.その他必要な事項】

この申請で確認しておきたい事項等を記入又は別紙を添付する。

記入例) 既存建築物に対する制限の緩和(令第〇条)、昇降機別途申請

【19.備考】

既存建築物の検査済証番号、交付日を記入

延べ面積が10m²以内の建築物について、用途、面積等を記入する。

計画変更申請の際は、第三面に係る部分の変更の概要を記入する。

◇ 第3面、第4面について

「第3面は敷地単位」で、「第4面は棟単位」で記入する。

例) 既存の戸建て住宅がある敷地で、別棟の駐車場を建築する場合、

第3面 【9.工事種別】は、増築 第4面 【3.工事種別】は、新築 となる。

◇ 計画変更の場合の記入上の注意について

計画変更の際の申請部分とは、変更に係る部分ではありません。

(変更内容や変更部分の面積等については、第3面から第5面の各備考欄に記入する。)

例) 戸建て住宅(150m²)の新築工事中に、別棟の駐車場(15m²)を建築する場合

計画変更確認申請 第3面の記入例

【9.工事種別】

【11.延べ面積】 【イ.建築物全体】

【12.建築物の数】 【イ.申請に係る建築物の数】

【19.備考欄】

新築

申請部分 165m²

2

別棟の駐車場(15m²)を建築

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】 1

申請建築物（棟）毎に1番から通し番号で記入する。
※ 配置図にも、併せて棟番号等を記入する。

【2. 用途】 (区分08010) 一戸建ての住宅

(区分)
(区分)
(区分)
(区分)
(区分)

用途の区分に従い記号を記入した上で、用途に関しては、
できるだけ具体的に記入する。

記入例) (区分08060) 店舗併用住宅（パン屋）
(区分08440) 物品販売業を営む店舗（電化製品販売）
(区分08340) 工場（金属加工）

【3. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【4. 構造】 木 造 一部 造

棟単位の構造を記入する。

【5. 主要構造部】

耐火構造 建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロ

に掲げる基準に適合する構造

準耐火構造

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-1)

準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造 (ロ-2)

その他

【6. 建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造

建築基準法第21条第1項ただし書きに該当する建築物

建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造

その他

建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

【7. 建築基準法第61条の規定の適用】

耐火建築物

【6.】【7.】欄は、一般的な一戸建ての住宅（木造2階建）
の場合、最下段の「～の適用を受けない」にチェック。

※野々市市に防火・準防火地域なし。

延焼防止建築物

準耐火建築物

準延焼防止建築物

その他

建築基準法第61条の規定の適用を受けない

【8. 階数】

【イ. 地階を除く階数】 2

【ロ. 地階の階数】 0

【ハ. 昇降機塔等の階の数】

【ニ. 地階の倉庫等の階の数】

ハ. ロ欄は、令第2条第1項第8号により階数に算入されない
部分のうち各々に該当する階数を記入する。

【9. 高さ】

【イ. 最高の高さ】 **8,014mm** 図面との不整合多い。
 【ロ. 最高の軒の高さ】 **6,404mm** 棟単位の高さを記入する。
登り梁の場合はその上端の高さ。

【10. 建築設備の種類】 電気設備・ガス給排水設備・換気設備・暖冷房設備

【11. 確認の特例】

- 【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例適用の有無】 有 無
 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
 【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】

第 **3** 号
第 号

【ニ. 認定型式の認定番号】

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ

建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認定番号】

ハ欄は、確認の特例の適用がある場合に、令第10条各号に掲げる建築物のうち、該当する号の数字を記入する。

【12. 床面積】

【イ. 階別】	(申請部分)		(申請以外の部分)		(合計)	
	(2 階)	(52.99m²)	()	(52.99m²))
最上階から順に記入する。 ※塔屋階「P」 地下階「B」	(1 階)	(69.22m²)	()	(69.22m²))
	(階)	()	())	())
	(階)	()	())	())
	(階)	()	())	())
	(階)	()	())	())
【ロ. 合計】		(122.21m²)	())	(122.21m²))

記入欄が不足する場合、必要な事項を記入した別紙を添付する又は適宜記入欄を増やす。

石川県

【13. 屋根】 カラー亜鉛鉄板 厚0.3mm 瓦棒葺き (〇〇年告示〇〇〇〇号)

仕様告示番号又は認定番号等も記入する。

【14. 外壁】 構造用合板 厚12mm下地 モルタル 厚25mm リシン吹付 (〇〇年告示〇〇〇〇号)

【15. 軒裏】 繊維混入ケイ酸カルシウム板 厚11mm(認定番号:QF030RS-〇〇〇〇)

【16. 居室の床の高さ】 **590mm**

最下階の居室の床が木造である場合に記入する。(参考 令第22条)

【17. 便所の種類】

水洗(合併処理浄化槽)

水洗、くみ取りの別及び下水道、合併処理浄化槽等の別を記入する。

【18. その他必要な事項】 **住宅用防災機器**

住宅の場合、住宅用防災機器等と記入する。

【19. 備考】

計画変更の場合、第四面に係る部分の変更の概要を記入する。

◇ 第4面、第5面について

「第4面」と「第5面」は対で作成する。

第4面の【1. 番号】と第5面の【1. 番号】を一致させる必要がある。

延べ面積が10m以内の建築物については第4面、第5面は不要。

※ 第3面【19. 備考】に用途、構造、建築面積、床面積等を記入する。

例) 敷地内に別棟の物置(木造平屋建て 建築面積 9.00m²、床面積 9.00m²)を建築する場合

第3面【19. 備考】 物置(木造平屋建て 建築面積 9.00m²、床面積 9.00m²)

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】 1 第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入する。

【2. 階】 1

【3. 柱の小径】 120mm

木造の場合、記入する。
(参考 令第43条)

【4. 横架材間の垂直距離】 2,780mm

【5. 階の高さ】 2,900mm

その階で最も低い居室の天井の平均高さを記入。

【6. 居室の天井の高さ】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm

(参考 令第21条)

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08010))	(一戸建ての住宅)	(69.22m ²))
【ロ.】 ())	()	())
【ハ.】 ())	()	())
【ニ.】 ())	()	())
【ホ.】 ())	()	())
【ヘ.】 ())	()	())

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

計画変更の場合、第五面に係る部分の変更の概要を記入する。

建築物の階別概要

【1. 番号】 1

【2. 階】 2

【3. 柱の小径】 120mm

【4. 横架材間の垂直距離】 2,730mm

【5. 階の高さ】

※ 2階建ての2階は階高なし

【6. 居室の天井の高さ】

【イ. 居室の天井の高さ】 2,400mm

【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無

【7. 用途別床面積】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 (08010))	(一戸建ての住宅)	(52.99m ²))
【ロ.】 ())	()	())
【ハ.】 ())	()	())
【ニ.】 ())	()	())
【ホ.】 ())	()	())
【ヘ.】 ())	()	())

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】

第六面該当なし

第六面は添付必要です。

第六面添付不要の取扱いは現在行っておりません。

建築物独立部分別概要

【1. 番号】 1

【2. 延べ面積】

独立部分が1の場合は、
【1.番号】に1を記入し、2~8は記入不要です。

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上() 地下()

【ニ. 構造】 一部 造

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準
 特定増改築構造計算基準

【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従つた構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】

【ロ. 区分】

- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム
(大臣認定番号)
 その他のプログラム

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

()

【8. 備考】

(注意)

1. 各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2. 第一面関係

*印のある欄は記入しないでください。

3. 第二面関係

- ① 建築主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主について記入し、別紙に他の建築主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ② 建築主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。
- ③ 2欄、3欄及び5欄は、代理者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代理者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。
- ④ 3欄の「ト」は、作成した又は建築士法第20条の2第3項若しくは第20条の3第3項の表示をした図書について記入してください。
- ⑤ 3欄、4欄及び5欄は、それぞれ代表となる設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者並びに申請に係る建築物に係る他のすべての設計者、建築設備の設計に関し意見を聴いた者及び工事監理者について記入してください。3欄の設計者のうち、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者がいる場合は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ⑥ 4欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合（設計に係る場合に限る。）に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を、登録番号は建築士法施行規則 第17条の35第1項の規定による登録を受けている場合の当該登録番号を書いてください。
- ⑦ 5欄及び6欄は、それぞれ工事監理者又は工事施工者が未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出してください。
- ⑧ 6欄は、工事施工者が2以上のときは、代表となる工事施工者について記入し、別紙に他の工事施工者について棟別にそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- ⑨ 7欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、申請済の場合には、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未申請の場合には、申請する予定の都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、申請をした後に、遅滞なく、申請をした旨（申請先を変更した場合においては、申請をした都道府県名又は指定構造計算適合性判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
- ⑩ 8欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、提出済の場合には、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入してください。未提出の場合には、提出する予定の所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を記入し、提出をした後に、遅滞なく、提出をした旨（提出先を変更した場合においては、提出をした所管行政庁名又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の名称及び事務所の所在地を含む。）を届け出してください。なお、所在地については、○○県○○市、郡○○町、村、程度で結構です。
- また、提出不要の場合には、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積を記入する等、提出が不要である理由を記入してください。特に必要がある場合には、各階平面図等の図書によりその根拠を明らかにしてください。なお、延べ面積が300平方メートル未満である場合、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の規定による非住宅部分を有さない場合その他の提出が不要であることが明らかな場合は、記入する必要はありません。
- ⑪ 建築物の名称又は工事名が定まっているときは、9欄に記入してください。

4. 第三面関係

- ① 住居表示が定まっているときは、2欄に記入してください。
- ② 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。ただし、建築物の敷地が都市計画区域、準都市計画区域又はこれらの区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合においては、当該敷地の過半の属する区域について記入してください。なお、当該敷地が3の区域にわたる場合で、かつ、当該敷地の過半の属する区域がない場合においては、都市計画区域又は準都市計画区域のうち、当該敷地の属する面積が大きい区域について記入してください。
- ③ 4欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、建築物の敷

地が防火地域、準防火地域又は指定のない区域のうち2以上の地域又は区域にわたるときは、それぞれの地域又は区域について記入してください。

- ④ 5欄は、建築物の敷地が存する3欄及び4欄に掲げる区域及び地域以外の区域、地域、地区又は街区を記入してください。なお、建築物の敷地が2以上の区域、地域、地区又は街区にわたる場合は、それぞれの区域、地域、地区又は街区を記入してください。
- ⑤ 6欄は、建築物の敷地が2メートル以上接している道路のうち最も幅員の大きなものについて記入してください。
- ⑥ 7欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。
「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。
- ⑦ 7欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、「イ」に記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、それぞれ記入してください。
- ⑧ 7欄の「ホ」(1)は、「イ」(1)の合計とし、「ホ」(2)は、「イ」(2)の合計とします。
- ⑨ 建築物の敷地が、建築基準法第52条第7項若しくは第9項に該当する場合又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合においては、7欄の「ヘ」に、同条第7項若しくは第9項の規定に基づき定められる当該建築物の容積率又は同条第8項若しくは第12項の規定が適用される場合における当該建築物の容積率を記入してください。
- ⑩ 建築物の敷地について、建築基準法第57条の2第4項の規定により現に特例容積率の限度が公告されているときは、7欄の「チ」にその旨及び当該特例容積率の限度を記入してください。
- ⑪ 建築物の敷地が建築基準法第53条第2項若しくは同法第57条の5第2項に該当する場合又は建築物が同法第53条第3項、第5項若しくは第6項に該当する場合においては、7欄の「ト」に、同条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定に基づき定められる当該建築物の建蔽率を記入してください。
- ⑫ 8欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、主要用途をできるだけ具体的に記入してください。
- ⑬ 9欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 10欄の「ロ」は、建築物に建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する特例軒等を設ける場合において、当該特例軒等のうち当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線から突き出た距離が水平距離1メートル以上5メートル未満のものにあっては当該中心線で囲まれた部分の水平投影面積を、当該中心線から突き出た距離が水平距離5メートル以上のものにあっては当該特例軒等の端から同号に規定する国土交通大臣が定める距離後退した線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。その他の建築物である場合においては、10欄の「イ」と同じ面積を記入してください。
- ⑮ 都市計画区域内、準都市計画区域内及び建築基準法第68条の9第1項の規定に基づく条例により建築物の容積率の最高限度が定められた区域内においては、11欄の「ロ」に建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分、「ハ」にエレベーターの昇降路の部分、「ニ」に共同住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下又は階段の用に供する部分、「ホ」に住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機械室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの、「ヘ」に自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分、「ト」に専ら防災のために設ける備蓄倉庫の用途に供する部分、「チ」に蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設ける部分、「リ」に自家発電設備を設ける部分、「ヌ」に貯水槽を設ける部分、「ル」に宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分、「ワ」に住宅の用途に供する部分、「カ」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分のそれぞれの床面積を記入してください。また、建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分を有する場合においては、「ヲ」

に当該部分の床面積を記入してください。

⑯ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものについては、11欄の「ロ」の床面積は、その地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分の床面積から、その地階のエレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分の床面積を除いた面積とします。

⑰ 11欄の「ヨ」の延べ面積及び「タ」の容積率の算定の基礎となる延べ面積は、各階の床面積の合計から「ロ」に記入した床面積（この面積が敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、敷地内の建築物の住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅若しくは老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。）の床面積の合計の3分の1の面積）、「ハ」から「ホ」までに記入した床面積、「ヘ」から「ル」までに記入した床面積（これらの面積が、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の部分の区分に応じ、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積を超える場合においては、敷地内の建築物の各階の床面積の合計にそれぞれ(1)から(6)までに定める割合を乗じて得た面積）及び「ヲ」に記入した床面積を除いた面積とします。また、建築基準法第52条第12項の規定を適用する場合においては、「タ」の容積率の算定の基礎となる敷地面積は、7欄「ホ」(2)によることとします。

- (1) 自動車車庫等の部分 5分の1
- (2) 備蓄倉庫の部分 50分の1
- (3) 蓄電池の設置部分 50分の1
- (4) 自家発電設備の設置部分 100分の1
- (5) 貯水槽の設置部分 100分の1
- (6) 宅配ボックスの設置部分 100分の1

⑯ 12欄の建築物の数は、延べ面積が10平方メートルを超えるものについて記入してください。

⑯ 13欄の「イ」及び「ロ」は、申請に係る建築物又は同一敷地内の他の建築物がそれぞれ2以上ある場合においては、最大のものを記入してください。

⑯ 13欄の「ハ」は、敷地内の建築物の主たる構造について記入してください。

⑯ 13欄の「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 13欄の「ホ」は、建築基準法第56条第7項第1号に掲げる規定が適用されない建築物については「道路高さ制限不適用」、同項第2号に掲げる規定が適用されない建築物については「隣地高さ制限不適用」、同項第3号に掲げる規定が適用されない建築物については「北側高さ制限不適用」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

⑯ 建築物及びその敷地に関して許可・認定等を受けた場合には、根拠となる法令及びその条項、当該許可・認定等の番号並びに許可・認定等を受けた日付について14欄又は別紙に記載して添えてください。

⑯ 7欄の「ハ」、「ニ」、「ヘ」及び「ト」、10欄の「ハ」並びに11欄の「タ」は、百分率を用いてください。

⑯ 建築基準法第86条の7、同法第86条の8又は同法87条の2の規定の適用を受ける場合においては、工事の完了後においても引き続き同法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなつた時期及び理由を18欄又は別紙に記載して添えてください。

⑯ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。

⑯ 計画の変更申請の際は、19欄に第三面に係る部分の変更の概要について記入してください。

5. 第四面関係

- ① この書類は、申請建築物ごと（延べ面積が10平方メートル以内のものを除く。以下同じ。）に作成してください。
- ② この書類に記載する事項のうち、10欄から15欄までの事項については、別紙に明示して添付すれば記載する必要はありません。
- ③ 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ④ 2欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書いてください。
- ⑤ 3欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 5欄は「耐火構造」「建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造」「準耐火構造」、「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造（ロー1）」

(建築基準法施行令第109条の3第1号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)又は「準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)」(同条第2号に掲げる基準に適合する主要構造部の構造をいう)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。いずれも該当しない場合は「その他」に「レ」マークを入れてください。

- ⑦ 6欄は「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」、「建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物」、「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「その他」(上記のいずれかに該当しない建築物で、建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックス全てに「レ」マークを入れてください。また、「建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造」又は「建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造」に該当する場合においては、5欄の「準耐火構造」のチェックボックスにも「レ」マークを入れてください。建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 7欄は、「耐火建築物」、「延焼防止建築物」(建築基準法施行令第136条の2第1号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)、「準耐火建築物」、「準延焼防止建築物」(同条第2号ロに掲げる基準に適合する建築物をいう。)又は「その他」(上記のいずれにも該当しない建築物で、建築基準法第61条の規定の適用を受けるもの)のうち該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第61条の規定の適用を受けない場合は「建築基準法第61条の規定の適用を受けない」に「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 8欄の「ハ」は建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分の階の数を記入してください。
- ⑩ 8欄の「ニ」は、建築基準法施行令第2条第1項第8号により階数に算入されない建築物の部分のうち地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分の階の数を記入してください。
- ⑪ 10欄は、別紙にその概要を記載して添えてください。ただし、当該建築設備が特定の建築基準関係規定に適合していることを証する書面を添える場合には当該建築基準関係規定に係る内容を概要として記載する必要はありません。
- ⑫ 11欄の「イ」及び「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑬ 11欄の「ハ」は、建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用がある場合に、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物のうち該当するものの号の数字を記入してください。
- ⑭ 11欄の「ニ」は、建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当する場合にのみ記入してください。また11欄の「ホ」は、同条第1号に掲げる建築物に該当する場合に、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑮ 11欄の「ヘ」は、建築基準法第68条の20第1項に掲げる認証型式部材等に該当する場合にのみ記入してください。当該認証番号を記入すれば、第10条の5の4第1号に該当する認証型式部材等の場合にあつては10欄の概要、11欄の「ニ」(屎尿浄化槽又は合併処理浄化槽並びに給水タンク又は貯水タンクで屋上又は屋内以外にあるものに係るものを除く。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第2号に該当する認証型式部材等の場合にあつては11欄の「ニ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)並びに13欄から16欄まで及び第五面の3欄から6欄までの事項について、同条第3号に該当する認証型式部材等あつては10欄の概要及び11欄の「ニ」(当該認証型式部材等に係るものに限る。)については記入する必要はありません。
- ⑯ 12欄の「イ」は、最上階から順に記入してください。記入欄が不足する場合には別紙に必要な事項を記入し添えてください。
- ⑰ 16欄は、最下階の居室の床が木造である場合に記入してください。
- ⑱ 17欄は、「水洗」「くみ取り」又は「くみ取り(改良)」のうち該当するものを記入してください。
- ⑲ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、18欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑳ 申請建築物が高床式住宅(豪雪地において積雪対策のため通常より床を高くした住宅をいう)である場合には、床面積の算定において床下部分の面積を除くものとし、19欄に、高床式住宅である旨及び床下部分の面積を記入してください。
- ㉑ 建築基準法施行令第121条の2の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合には、19欄に、その旨を記入してください。
- ㉒ 計画の変更申請の際は、19欄に第四面に係る部分の変更の概要について記入してください。

6. 第五面関係

- ① この書類に記載すべき事項を別紙に明示して添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

- ② この書類は、各申請建築物の階ごとに作成してください。ただし、木造の場合は3欄から8欄まで、木造以外の場合は5欄から8欄までの記載内容が同じときは、2欄に同じ記載内容となる階を列記し、併せて1枚とすることができます。
- ③ 1欄は、第二号様式の第四面の1欄に記入した番号と同じ番号を記入してください。
- ④ 3欄及び4欄は、木造の場合にのみ記入してください。
- ⑤ 6欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 7欄は、別紙の表の用途の区分に従い対応する記号を記入した上で、用途をできるだけ具体的に書き、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。
- ⑦ ここに書き表せない事項で特に確認を受けようとする事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、9欄に第五面に係る部分の変更の概要について記入してください。

7. 第六面関係

- ① この書類は、申請に係る建築物（建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合においては当該建築物の部分。以下同じ。）ごとに作成してください。
- ② 1欄は、建築物の数が1のときは「1」と記入し、建築物の数が2以上のときは、申請建築物ごとに通し番号を付し、その番号を記入してください。
- ③ 2欄及び3欄の「イ」から「ハ」までは、申請に係る建築物について、それぞれ記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ④ 3欄の「ニ」は、申請に係る建築物の主たる構造について記入してください。ただし、建築物の数が1のときは記入する必要はありません。
- ⑤ 4欄、5欄及び6欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 6欄の「イ」は、構造計算に用いたプログラムが特定できるよう記載してください。
- ⑦ 7欄は、建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準のうち、該当する基準の号の数字及び「イ」又は「ロ」の別を記入してください。
- ⑧ 計画の変更申請の際は、8欄に第六面に係る部分の変更の概要について記入してください。